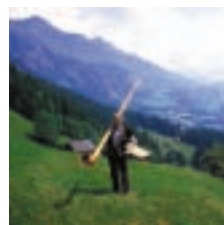
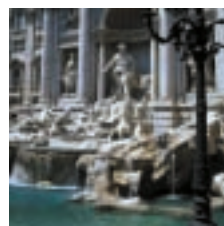
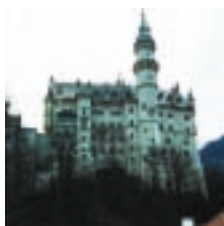
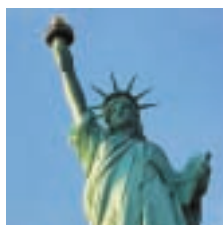
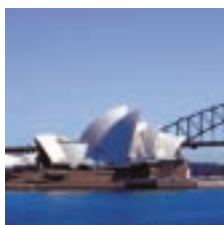


SG 世界好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

愛称

グローバル・ドリーム



投資信託説明書(目論見書)

2007.11



SG 世界好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

愛称

グローバル・ドリーム



投資信託説明書(交付目論見書)

2007.11

 **SOCIETE GENERALE**
Asset Management

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年11月26日に関東財務局長に提出しており、平成19年11月27日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「SG 世界好配当株式ファンド (毎月分配型)」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書 (交付目論見書) の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に世界各国の上場株式等を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.15% (税抜き 3.00%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金 (解約) 手数料

当ファンドには換金 (解約) 手数料はありません。

◆信託財産留保額

ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3% を乗じて得たとします。

<間接的にご負担いただく費用>

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.1235% (税抜き 年 1.0700%) の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・ 監査報酬
- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それらの上限額および計算方法は記載しておりません。

※詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) の「費用・税金」をご覧ください。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成19年11月26日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）
募集内国投資信託の受益証券の金額	継続募集額：上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		5
第1 ファンドの状況		5
1 ファンドの性格		5
2 投資方針		10
3 投資リスク		20
4 手数料等及び税金		22
5 運用状況		26
6 手続等の概要		31
7 管理及び運営の概要		34
第2 財務ハイライト情報		37
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		41
第4 ファンドの詳細情報の項目		42
約 款		巻末



投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

SG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型） （愛称：グローバル・ドリーム）

商 品 分 類	追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）
運用の基本方針	世界各国の上場株式を主要投資対象とする「SG グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
ファンドのリスク	ファンドは実質的に株式などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	毎月25日（休業日の場合は翌営業日）
分 配 方 針	原則として、毎決算時に基準価額水準等を勘案して分配する方針です。
お 申 込 日	毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）、取得のお申込みができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、取得のお申込みの取扱いはいたしません。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額
お 申 込 単 位	分配金再投資コース（金額指定）：1万円以上1円単位 分配金受取りコース（金額指定）：1万円以上1円単位 分配金受取りコース（口数指定）：1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
お申込手数料率	3.15%（税抜き 3.00%）を上限として販売会社が定める料率とします。
ご解約（換金）	- 原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商市場の半休日の場合は午前11時まで）ご解約のお申込み（一部解約の実行の請求）ができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、ご解約のお申込みの受付けはいたしません。 - ご解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
信託財産留保額	ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額とします。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率1.1235%（税抜き 1.0700%）※を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの特色 Ⅰ

1 主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。

- ファミリーファンド方式で運用を行い、主として「SG グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCIワールドインデックス採用国*の上場株式に投資します。

* MSCIワールドインデックス採用国は平成 19 年 9 月末日現在、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国の 23 カ国です。MSCIワールドインデックスは、Morgan Stanley Capital International INC が公表する世界の株式市場の動きを示す代表的な指数で、主に先進国の上場企業で構成されています。ただし、インデックス採用国については定期的に見直しが行われ、変更されることがあります。

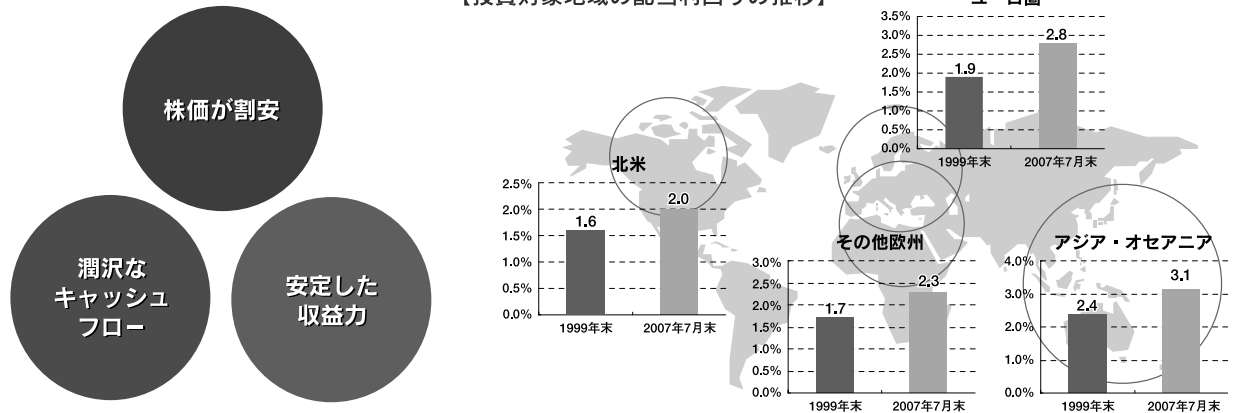
2 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。

- 株式への投資にあたっては、高い配当利回りが期待できる銘柄（好配当銘柄）を選定します。
- 主に景気サイクルの影響を受けにくい業種の中から、財務の健全性にも配慮して銘柄を厳選します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

＜＜好配当銘柄の魅力的な特徴＞＞

好配当銘柄は、「割安な株価」「安定した収益力」等から魅力的な投資対象とされています。また近年、世界の株式市場で配当利回りが上昇傾向にあり、好配当株式への投資は、今後長期的に有望なテーマとして活用できると考えられます。

【投資対象地域の配当利回りの推移】



世界の株式市場の配当利回りは以下の理由等から上昇傾向にあります。

- 企業統治の重要性が高まり、株主重視の姿勢へ
- 企業がキャッシュフローを増やし財務体質を強化

MSCIワールドインデックス（除く日本）採用銘柄対象出所：MSCI

ご参考：上記グラフのアジア・オセアニアには日本は含まれません。日本株の配当利回りは1.2%です（2007年7月末）。

＜＜主な投資対象業種＞＞

主に株価の安定成長が期待できる業種に分散投資します。



- 「公益」「生活必需品」「金融」「ヘルスケア」等の業種は、一般的に、収益が景気サイクルの影響を受けにくく、株価の安定成長が期待できる業種であるといわれています。
- 特定業種への集中投資は避け、主にこれらの業種に分散投資することで、中長期的に安定的な収益確保を目標とします。



ファンドの特色 II

3

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。

- 地域配分は、北米25%、ユーロ圏25%、その他欧州25%、アジア・オセアニア (日本含む) 25%を基本とし、分散を図ります。
- ポートフォリオの平均配当利回り、その他リスク特性を考慮、適度な分散とリスク管理に配慮して組入銘柄、投資比率を決定します。

＜基本配分のイメージ＞

4つの地域にバランスよく投資します。



●特定地域や通貨に限らず、分散投資することで、為替リスクを抑制します。

4

毎月決算を行い、原則として株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、株式の値上がり益等から年に2回のボーナス分配を目指します。

- 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 1月、7月の決算時にはボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落し、分配対象額が少額となった場合には、ボーナス分配ができないこともあります。

＜収益分配のイメージ＞

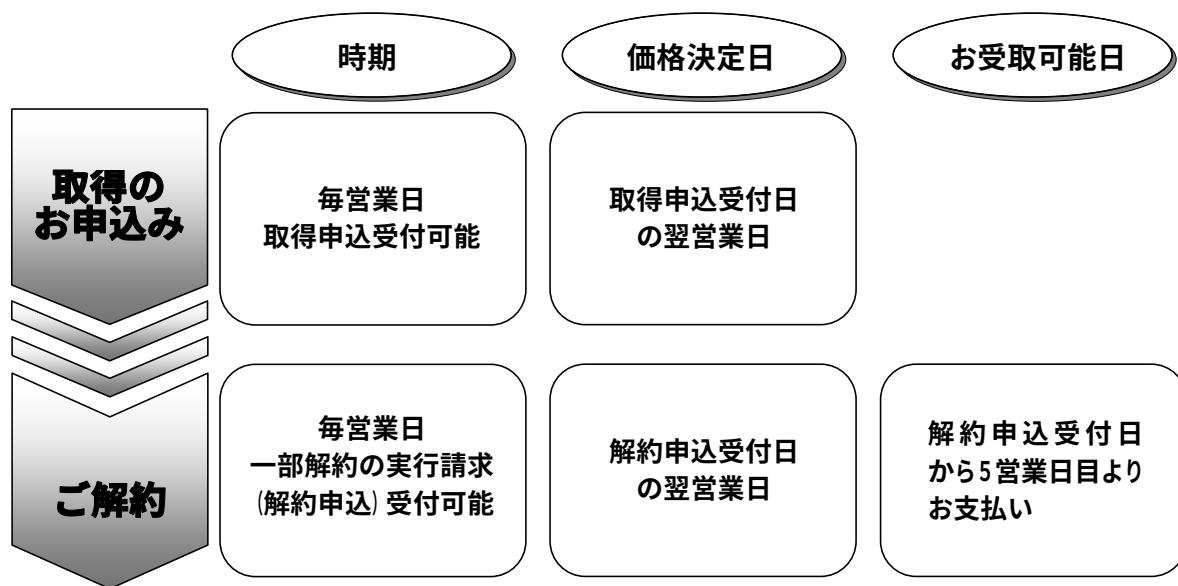
原則毎月 25 日に決算を行い、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、1月、7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、毎月の分配額のほかに、主に株式の値上り益からボーナス分配を行う場合があります。



※上図は収益分配のイメージであり、将来の分配金支払いをお約束するものではありません。また、分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。



ご投資の流れ



*ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、取得、解約ともお申込みのお取扱いはいたしません。

ご投資に当たって

お申込みは、販売会社の窓口で承ります。

お 申 込 日

取得のお申込みは、原則として販売会社の営業日に取扱います。

ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

お 申 込 時 間

午後3時までのお申込みを受け付けます。

ただし、わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

お 申 込 手 続 き

販売会社取引口座をご開設ください。収益分配金の受取り方法によって、次のいずれかの申込みコースをお申込みいただけます。

分配金再投資コース 販売会社で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。収益分配金は、税金を差し引いたあと自動的に再投資されます。

分配金受取りコース 収益分配金をそのつど受取ることができます。

※販売会社により「定時定額購入」を取り扱う場合があります。ご利用にあたっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、「定時定額購入」に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お 申 込 単 位

分配金再投資コース(金額指定) : 1万円以上1円単位

分配金受取りコース(金額指定) : 1万円以上1円単位

分配金受取りコース(口数指定) : 1万口単位もしくは10万口以上1万口単位



お 申 込 価 額

お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口当たり1円)でのお買付けになります。

※基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お 申 込 手 数 料

申込手数料は、取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%(税抜き 3.00%)を上限として販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

収益分配金について

毎決算時(原則として毎月25日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

収 益 分 配 方 針

ファンドに帰属すべき経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益等の全額を分配対象額とし、委託会社が基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。また、収益分配金にあてずに信託財産に留保した収益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

受 取 方 法

収益分配金の受取方法は、次の2種類があります。

<分配金再投資コースの場合>

原則として、収益分配金は税金を差し引いたあと無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコースの場合>

収益分配金をお支払いする場合は、原則として決算日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社においてお支払いいたします。

ご解約（換金）に当たって

ご 解 約 申 込 日

ご解約のお申込み(一部解約の実行の請求)は、原則として販売会社の営業日に取扱います。

ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、ご解約のお申込みの取扱いをいたしません。

ご 解 約 申 込 時 間

午後3時までのお申込みを受け付けます。

ただし、わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ご 解 約 手 続 き

取得のお申込みを行った販売会社で受け付けます。ただし、取得申込みコースによってご解約の手続きが異なります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。



ご解約単位

分配金再投資コース(金額指定) : 1口単位
分配金受取りコース(金額指定) : 1口単位
分配金受取りコース(口数指定) : 1口単位もしくは1万口単位

ご解約時の価額

ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口当たり1円)から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を差し引いた解約価額でのご解約になります。

※基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ご解約時の手数料

ご解約時には手数料はかかりません。信託財産留保額としてご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除します。

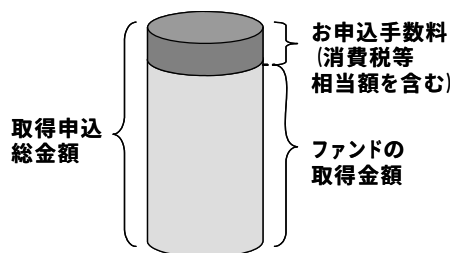
ご解約金

ご解約のお申込みの受付日から起算して、原則として5営業日目よりお支払いいたします。

費用および税金

取得申込時にお支払いいただく金額

取得申込総金額をお支払いいただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料を加算した金額をいいます。お申込手数料率は申込コースや販売会社によって異なります。



お申込手数料率が3.15%の場合にファンドを100万円
分取得する際の計算例

ファンドの取得金額	お申込手数料	取得申込総金額
1,000,000 円	+ 31,500 円	= 1,031,500 円

ファンド取得後、ご換金いただくまでにかかる費用および税金（個人の受益者の場合）

収益分配時

収益分配時にかかる税金

決算日ごとに委託会社が決定した収益分配金をお支払いいたします
(ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。)
収益分配金には普通分配金と特別分配金※があり、普通分配金に対しては、
その都度10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。
特別分配金には課税されません。

ご換金時

ご換金時にかかる費用および税金

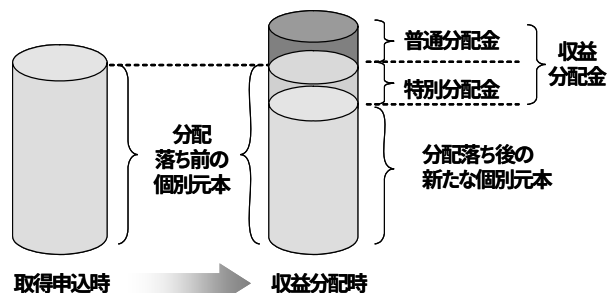
解約お申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%の信託財産留保額が差し引
かれた解約価額でご換金いただきます。また、解約価額が受益者ごとの個別
元本を上回った場合、超過額に対して10%（所得税7%および地方税3%）
の税率で源泉徴収されます。

償還時

償還時にかかる税金

償還時の価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して
10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

(注) 税率は、平成 19 年 9 月現在のものです。税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。収益分配落ち後の基準価額が受益者ごとの個別元本を下回っていた場合、収益分配金のうち、下回った額に相当する部分を「特別分配金」といいます。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

ファンドの取得お申込からご解約（ご換金）いただくまでにかかる費用および課税について

時期	項目	費用・税金		備考
お申込時	申込手数料	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額	申込手数料率： 3.15% (税抜き 3.00%) を上限として販売会社が定めます。	
収益分配時	税金	普通分配金 ^{※1} に対し課税	個人の受益者： 所得税 7%・地方税 3% ^{※2}	源泉徴収 ^{※3} 配当控除の適用なし
			法人の受益者： 所得税 7% ^{※2}	源泉徴収 益金不算入制度の適用なし
ご解約時	税金	解約価額の個別元本超過額 ^{※4} に対し課税	個人の受益者： 所得税 7%・地方税 3% ^{※2}	源泉徴収 ^{※3}
			法人の受益者： 所得税 7% ^{※2}	源泉徴収
償還時	税金	償還時の基準価額の個別元本超過額に対し課税	個人の受益者： 所得税 7%・地方税 3% ^{※2}	源泉徴収 ^{※3}
			法人の受益者： 所得税 7% ^{※2}	源泉徴収

※1 普通分配金に関しては、前頁の図をご参照ください。

※2 所得税および地方税は、平成 21 年 4 月 1 日より、所得税 15%・地方税 5%となる予定です。なお、法人の受益者に対する地方税の源泉徴収はありません。この他、税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

※3 確定申告を行い、総合課税の選択をすることも可能です。

※4 解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した金額を解約価額とします。解約価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合の超過額です。



ファンドの情報開示について

ファンドの情報については販売会社（下記、お問い合わせ先にてご照会ください。）にお問い合わせいただくか、委託会社にお問い合わせいただくことによって、情報を入手・閲覧していただくことができます。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

基準価額

- ① 基準価額は、委託会社の営業日において毎日計算されます。
- ② 翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。
（オープン基準価格欄 [SGアセット] にて「世好配株」の略称で掲載されます。）
※ 基準価額は1万口当たりで表示されます。
- ③ 販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことによって知ることができます。
- ④ 委託会社のホームページに毎日掲載しますので、インターネットで知ることができます。

運用報告書

委託会社が、2月および8月の決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社があらかじめ申し出を受けた受益者の住所に運用報告書を送付します。

レポート等

ファンドの信託財産の状況、運用経過をまとめ、月次または週次レポートとして開示を行う場合があります。これらのレポートは委託会社のホームページで閲覧することができます。

その他

法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が2月および8月の特定期間終了後3カ月以内に行われます。これらの書類は金融庁のEDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム、ホームページアドレス <http://info.edinet.go.jp/>）を通じて閲覧することができます。



SG 世界好配当株式ファンド (毎月分配型) (愛称：グローバル・ドリーム) 用語集

本投資信託説明書 (交付目論見書) 中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことで、決算日ごと (毎月決算型の場合は6カ月経過ごと) および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
為替ヘッジ	外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合がありますが、この為替変動リスクを軽減する手段をいいます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
好配当株式	相対的に高い配当利回りが期待できる企業の株式をいいます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本 (これを個別元本といいます。以下同じ。) をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託 (日々決算型等を除く) についても導入されています。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた (分配落ち) 後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金 (非課税) として区分されます。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金 (課税) となります。なお、分配は行われなくてもあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。あらかじめ決められた日 (信託終了日) に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担していただき、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
配当	企業が上げた利益の一部を株主に還元することをいい、還元された利益を配当金といいます。ただし、十分な利益を上げられなかった場合は配当金が出ない (無配) ことがあります。
配当利回り	株式投資における有効な指標の1つで、株価に対する年間の配当金の割合を示します。1株当たりの年間配当金額を現在の株価で割って求めます。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

（愛称：「グローバル・ドリーム」、以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 ：追加型

指定格付機関による格付け ：格付けは取得していません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

5,000億円を上限とします。

(4) 発行価格

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う金融商品取引業者および登録金融機関（以下、「販売会社」といいます。）または委託会社（後記の「(12) その他 ⑤ その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

また基準価額は原則として、算出された日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄「SGアセット」にて「世好配株」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の一口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料の上限は3.15%（税抜き3.00%）となっております。詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお

問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(6) 申込単位

分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」と分配金を受け取る「分配金受取りコース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成19年11月27日から平成20年11月25日まで※

※ 申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。)までに、取得申込総金額※を当該販売会社において支払うものとします。各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせ下さい。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。

「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。

また、販売会社により「定時定額購入」を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社と「定時定額購入」に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社（後記⑤のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）の半休日は午前11時）までとし、かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。また、継続申込期間において、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はございません。

② 取得申込受付の中止

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを制限または停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消しまたはその両方を行うことができるものとします。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

ファンドは、世界各国の上場株式を主要投資対象とする「ＳＧ グローバル好配当株式 マザーファンド」（以下、「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託・国際株式型（一般型）※に属し、運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用できる仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。当ファンドは、主として「ＳＧ グローバル好配当株式 マザーファンド」に投資します。

※ 「国際株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は 5,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1 主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。

- ファミリーファンド方式で運用を行い、主として「ＳＧ グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCIワールドインデックス採用国*の上場株式に投資します。

*MSCIワールドインデックス採用国は平成19年9月末日現在、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国の23カ国です。MSCIワールドインデックスは、Morgan Stanley Capital International INCが公表する世界の株式市場の動きを示す代表的な指数で、主に先進国の上場企業で構成されています。ただし、インデックス採用国については定期的に見直しが行われ、変更されることがあります。

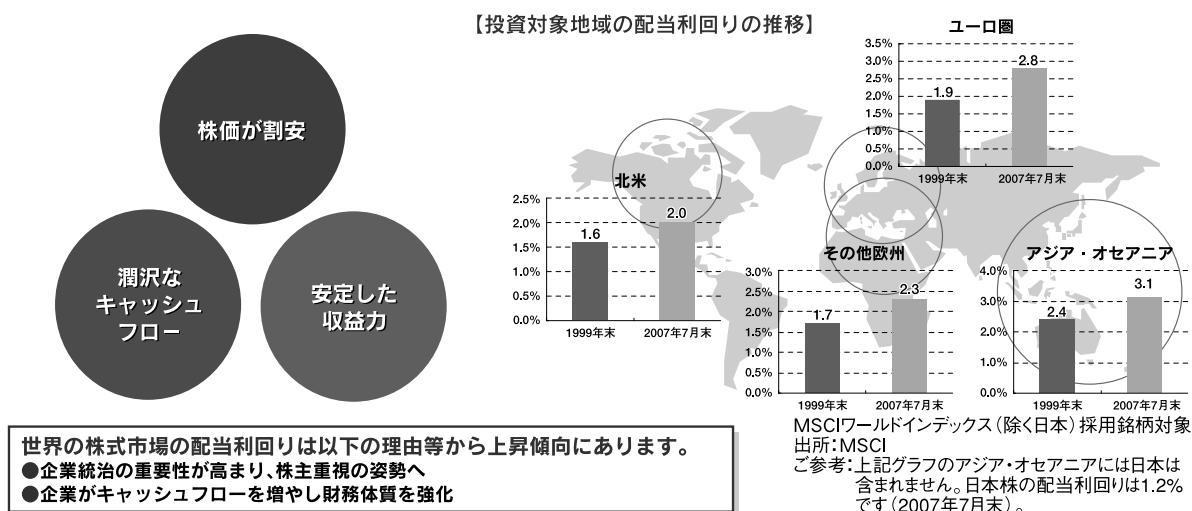
2 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。

- 株式への投資にあたっては、高い配当利回りが期待できる銘柄（好配当銘柄）を選定します。
- 主に景気サイクルの影響を受けにくい業種の中から、財務の健全性にも配慮して銘柄を厳選します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

＜好配当銘柄の魅力的な特徴＞

好配当銘柄は、「割安な株価」「安定した収益力」等から魅力的な投資対象とされています。

また近年、世界の株式市場で配当利回りが上昇傾向にあり、好配当株式への投資は、今後長期的に有望なテーマとして活用できると考えられます。



《主な投資対象業種》

主に株価の安定成長が期待できる業種に分散投資します。



3 ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。

- 地域配分は、北米25%、ユーロ圏25%、その他欧州25%、アジア・オセアニア（日本含む）25%を基本とし、分散を図ります。
- ポートフォリオの平均配当利回り、その他リスク特性を考慮、適度な分散とリスク管理に配慮して組入銘柄、投資比率を決定します。

《基本配分のイメージ》

4つの地域にバランスよく投資します。



4. 毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、株式の値上がり益等から年に2回のボーナス分配を目指します。

- 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 1月、7月の決算時にはボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落し、分配対象額が少額となった場合には、ボーナス分配ができないこともあります。

＜収益分配のイメージ＞

原則毎月25日に決算を行い、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、1月、7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、毎月の分配額のほかに、主に株式の値上り益からボーナス分配を行う場合があります。



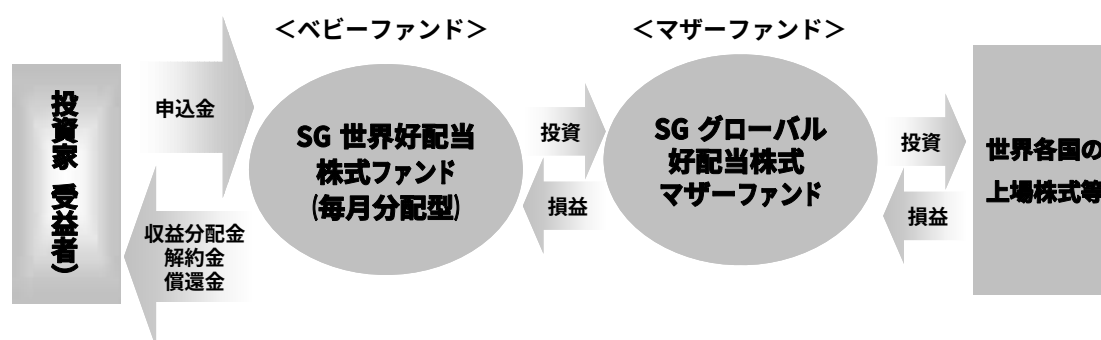
上図は収益分配のイメージであり、将来の分配金支払いをお約束するものではありません。また、分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

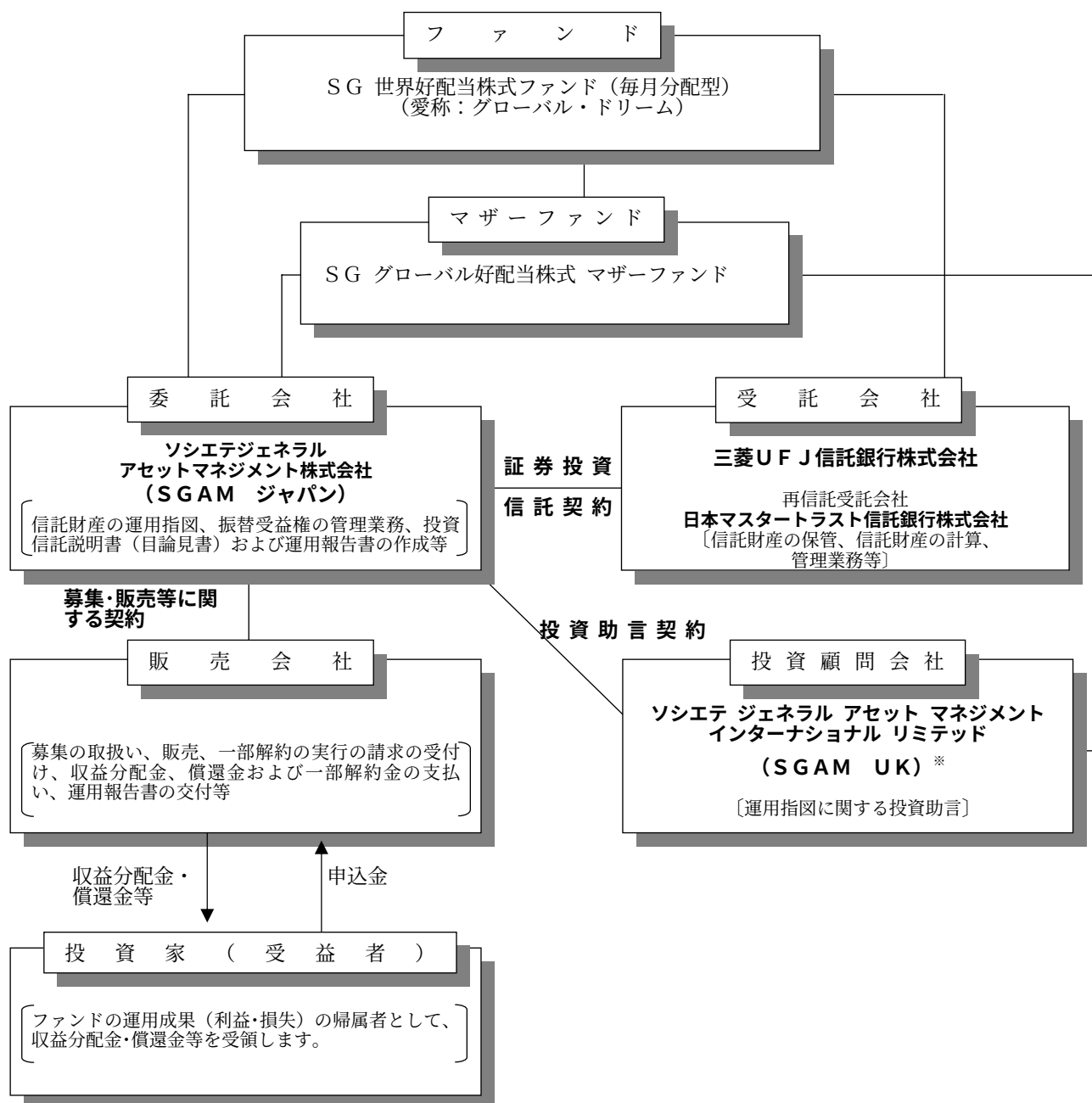
＜SG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の仕組み＞

ファンドは「SG グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、主として世界各国の上場株式に投資します。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



※SGAM UK (ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント インターナショナル リミテッドを含むソシエテ ジェネラル アセット マネジメント (ロンドン) グループを総称してソシエテ ジェネラル アセット マネジメン ト UKまたはSGAM UKという場合があります。)は、委託会社に対して、ファンドの投資対象 (親投資信 託) である「SG グローバル好配当株式 マザーファンド」の運用指図に関する投資助言業務を行う者です。S GAM UKは「金融商品取引法」第61条第1項に定める「外国の法令に準拠して設立された法人で、外国におい て投資助言業務を行う者」に該当します。

《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
投資助言契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、当該証券投資信託の親投資信託の信託財産の投資および再投資に関する投資助言を行うための投資助言契約

委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	SGAMノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。

ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
(本社・フランス パリ) **SGAM**

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
(本社・日本 東京) **SGAM ジャパン**

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント
インターナショナル リミテッド
(本社・イギリス ロンドン) **SGAM UK**

2 投資方針

(1) 投資方針

① 運用方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

(イ) 「SG グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCIワールドインデックスの採用国における上場株式を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。このほか、世界各国の株式等に直接投資することがあります。

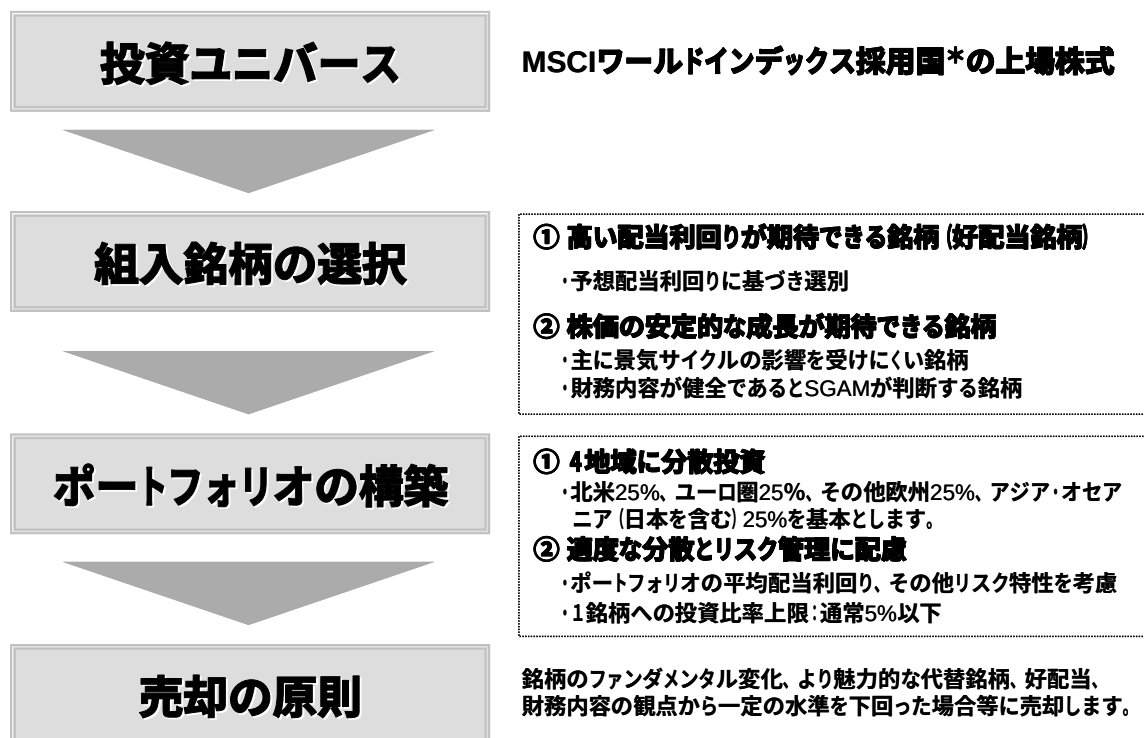
(ロ) 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。

(ハ) 株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

(ニ) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

③ 投資プロセス



*MSCIワールドインデックスの採用国は平成19年9月末日現在、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国の23カ国です。MSCIワールドインデックスはMorgan Stanley Capital International INCが公表する世界の株式市場の動きを示す代表的な指数で、主に先進国の上場企業で構成されています。ただし、インデックス採用国については定期的に見直しが行われ、変更されることがあります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。） にかかると権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかると権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかると権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかると権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかると権利

(5)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかると権利

(6)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかると権利

(7)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかると権利

(8)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかると権利

(9)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「SG グローバル好配当株式 マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
22. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
23. 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商

品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

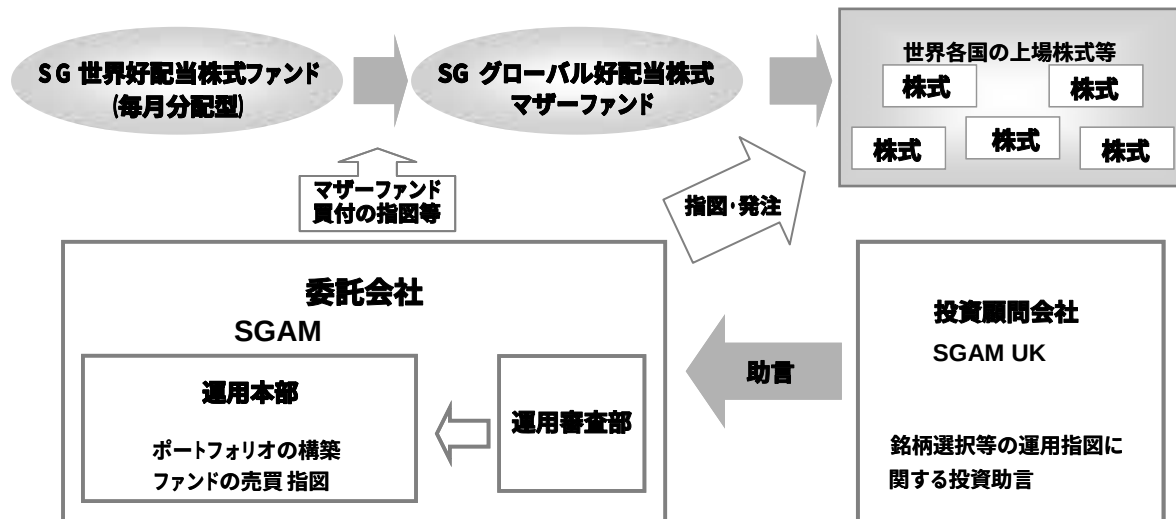
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

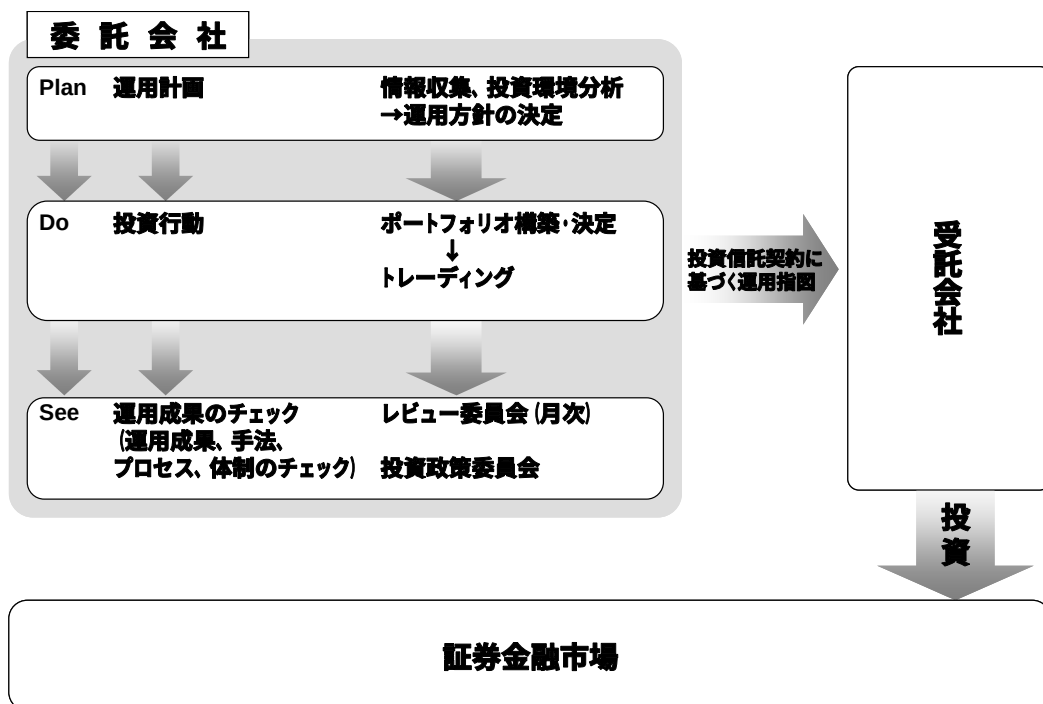
④ その他

1. 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
3. わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
4. わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
5. スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
6. 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
7. 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
8. 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3) 運用体制



ファンドは、委託会社の運用本部により運用される体制となっています。ファンドにはリスク管理の観点から投資ルールが定められており、そのルールに沿った運用がされているかどうか、運用審査部でモニタリングしています。



※委託会社の運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部（4名）
投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンドマネージャー（4名）
運用成果のチェック・・レビュー委員会（10名以上）、投資政策委員会（5名）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定
証券投資信託の運用に関する規則
内部管理体制に関する規程
服務規程（ファンド・マネージャー用）
クレジット委員会運用規定
証券先物取引に関する社内基準
各種業務マニュアル
コンプライアンス・マニュアル
リスク管理規則

関係法人に関する管理体制
受託会社・・・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月25日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。

(c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用方針

特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

② 収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）とみなし配当等収益との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配

にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

③ 収益分配金の交付

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的行います。

「分配金受取りコース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金の支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく主な投資制限

（イ）SG グローバル好配当株式 マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

（ロ）株式への実質投資割合には、制限を設けません。

（ハ）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

（ニ）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ホ）同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ヘ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ト）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（チ）投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、すべての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

<参考情報>

SG グローバル好配当株式 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

世界各国の上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① M S C I ワールドインデックスの採用国における上場株式を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ② 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。
- ③ 銘柄選択にあたっては、SGAM UKの投資助言を受けるものとします。
- ④ 株式組入比率は原則として高位を保ちます。
- ⑤ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ⑥ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

- (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 投資の対象とする有価証券

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証券
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー

- 11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14.投資証券、投資法人債券または外国投資証券（融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 17.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 22.投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
- 23.外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④ 前記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応

等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

① 信託約款による投資制限

1. 株式への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
4. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
7. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、マザーファンドを通して、値動きのある外貨建資産である外国株式に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主に、株式に投資するリスクは①から③、外貨建資産に投資するリスクは④および⑤、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は⑥となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などにより、株価が大幅に下落することがあります。これらの影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当て

のために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④為替変動リスク

外国債券など外貨建資産は、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

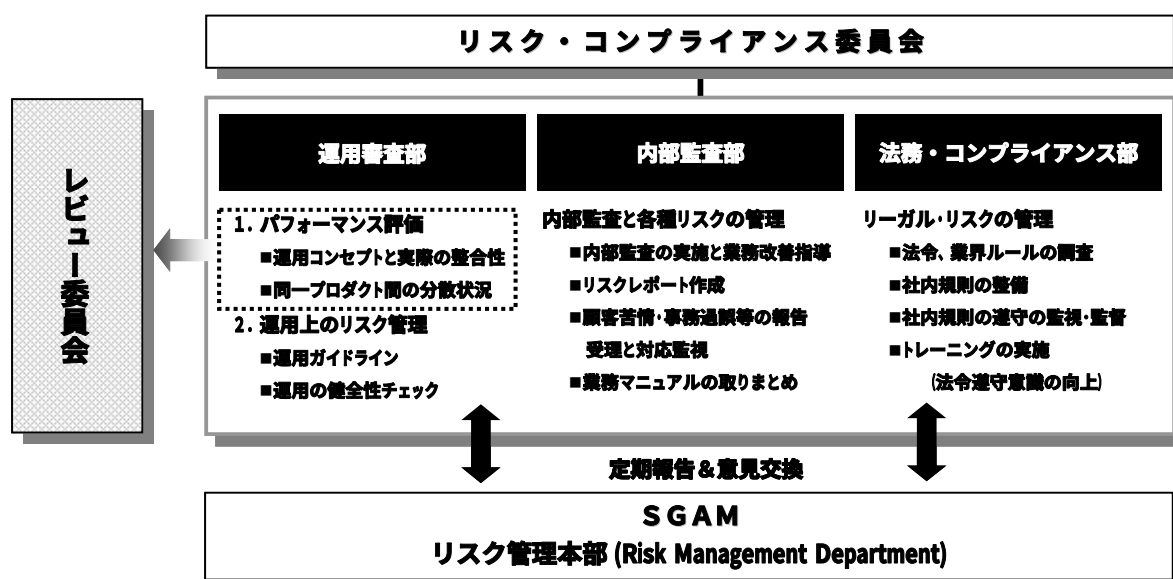
⑥ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



※上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

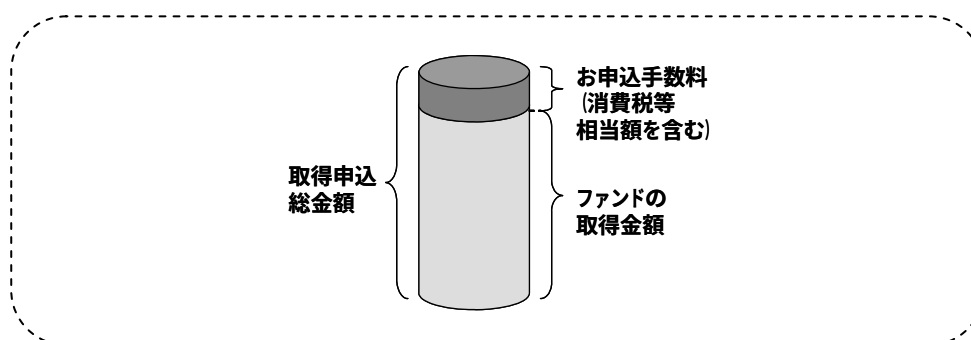
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとし、なお、本書作成日現在、この申込手数料は、上限 3.15%（税抜き 3.00%）となっております。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



販売会社が定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た、信託財産留保額※が控除されます。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で、信託財産に留保されます。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率 1.1235%（税抜き 1.0700%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.5250% (税抜き0.50%)	0.5250% (税抜き0.50%)	0.0735% (税抜き0.07%)

*委託会社の報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるSGAM UKの報酬が含まれます。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁できます。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.0315%（税抜き 0.0300%）を乗じて得た金額を、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。
- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い

① 個別元本方式について

（イ）個別元本について

- (a) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (b) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (c) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の両コースを通じてそれぞれ取得した場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (d) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、「（ハ）収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

(ロ) 一部解約時および償還時の課税について

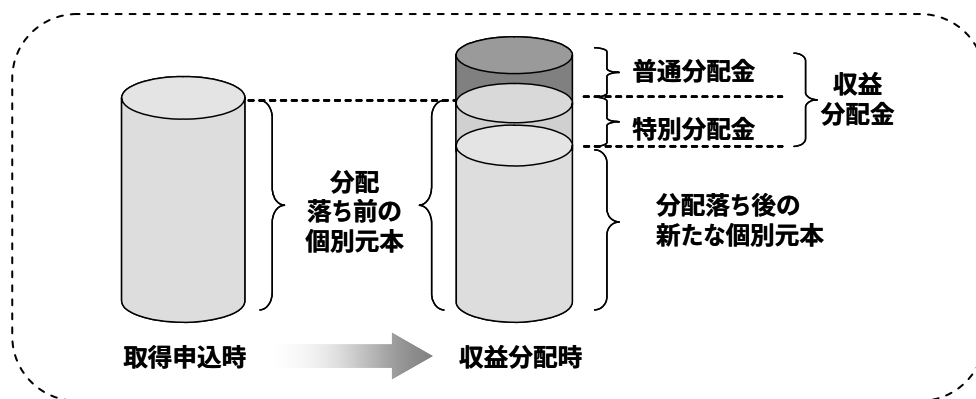
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(ハ) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは 10%（所得税 7% および 地方税 3%）、また平成 21 年 4 月 1 日以降は 20%（所得税 15% および 地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度（源泉徴収のみで納税が完了する仕組み）が適用されます。

確定申告を行い総合課税の選択をすることも可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは

7%（所得税7%）、また平成21年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。なお地方税に関する源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、前記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成19年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
S G グローバル好配当株式 マザーファンド受益証券	日本	52,086,836,673	99.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		151,393,908	0.29
合計（純資産総額）		52,238,230,581	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

《参考》

S G グローバル好配当株式 マザーファンドの投資状況

(平成19年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	15,597,397,267	22.06
	イギリス	15,400,384,985	21.78
	オーストラリア	7,460,468,077	10.55
	イタリア	6,818,947,926	9.64
	香港	4,312,606,044	6.10
	ドイツ	3,334,556,810	4.72
	ノルウェー	2,342,516,646	3.31
	シンガポール	1,756,889,167	2.48
	ベルギー	1,735,298,173	2.45
	スペイン	1,665,984,369	2.36
	オランダ	1,476,883,331	2.09
	バミューダ	1,397,993,720	1.98
	カナダ	1,314,733,166	1.86
	フランス	1,040,823,235	1.47
	フィンランド	1,034,672,966	1.46
	ケイマン島	560,663,520	0.79
	ルクセンブルグ	483,337,751	0.68
	ニュージーランド	294,838,544	0.42
	アイルランド	205,858,800	0.29
	小 計	68,234,854,497	96.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,479,947,568	3.51
合計（純資産総額）		70,714,802,065	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成19年9月末日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額（円）		時価評価額（円）		投資 比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
日本	親投資信託 受益証券	S G グローバル好配当 株式 マザーファンド	31,744,781,005	1.6117	51,164,461,886	1.6408	52,086,836,673	99.71

(注1) 全1銘柄

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考》SG グローバル好配当株式 マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成19年9月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	通貨	株数	帳簿価額		時価評価額		為替 レート	邦貨換算 (円)	投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額			
香港	株式	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	公益事業	HKD	3,913,000	38.91	152,256,520.18	40.00	156,520,000.00	14.88	2,329,017,600	3.29
香港	株式	CLP HOLDINGS LIMITED	公益事業	HKD	2,475,500	54.02	133,728,008.70	53.85	133,305,675.00	14.88	1,983,588,444	2.81
ドイツ	株式	RWE AG-N VTD PFD	公益事業	EUR	148,573	72.56	10,780,681.22	78.65	11,685,266.45	163.38	1,909,138,832	2.70
イタリア	株式	ENEL SPA	公益事業	EUR	1,377,758	7.90	10,894,009.90	7.971	10,982,109.01	163.38	1,794,256,970	2.54
イギリス	株式	PREMIER FOODS PLC	食品・飲料・タバコ	GBP	3,334,063	2.73	9,103,999.09	2.2875	7,626,669.11	234.23	1,786,394,705	2.53
イギリス	株式	SCOTTISH & NEWCASTLE PLC	食品・飲料・タバコ	GBP	1,169,440	5.78	6,769,940.70	6.15	7,192,056.00	234.23	1,684,595,276	2.38
オーストラリア	株式	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	銀行	AUD	481,387	28.90	13,912,084.30	29.41	14,157,591.67	101.65	1,439,119,193	2.04
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノ・ライフ	USD	488,200	25.61	12,504,241.69	24.75	12,082,950.00	115.43	1,394,734,918	1.97
イタリア	株式	UNIPOL GRUPPO FINANZIARIO SPA	保険	EUR	3,585,192	2.47	8,855,424.24	2.226	7,980,637.39	163.38	1,303,876,536	1.84
ノルウェー	株式	STATOIL ASA	エネルギー	NOK	336,950	168.86	56,897,648.59	182.00	61,324,900.00	21.21	1,300,701,129	1.84
イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC (HK REG)	銀行	HKD	608,800	142.95	87,027,960.00	143.50	87,362,800.00	14.88	1,299,958,464	1.84
アメリカ	株式	PINNACLE WEST CAPITAL	公益事業	USD	279,645	45.31	12,671,064.13	39.81	11,132,667.45	115.43	1,285,043,803	1.82
イギリス	株式	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	公益事業	GBP	356,562	14.90	5,316,199.20	15.21	5,423,308.02	234.23	1,270,301,437	1.80
ドイツ	株式	E.ON AG	公益事業	EUR	59,822	103.56	6,195,166.32	129.46	7,744,556.12	163.38	1,265,305,578	1.79
アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	USD	135,901	67.64	9,193,183.92	69.48	9,442,401.48	115.43	1,089,936,402	1.54
イタリア	株式	MILANO ASSICURAZIONI	保険	EUR	1,104,045	6.16	6,805,022.30	5.899	6,512,761.45	163.38	1,064,054,965	1.50
ベルギー	株式	BELGACOM SA	電気通信サービス	EUR	201,585	32.26	6,503,623.24	32.00	6,450,720.00	163.38	1,053,918,633	1.49
アメリカ	株式	DTE ENERGY CO	公益事業	USD	183,800	48.51	8,917,192.43	49.58	9,112,804.00	115.43	1,051,890,965	1.49
アメリカ	株式	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	公益事業	USD	175,200	53.37	9,351,264.27	51.79	9,073,608.00	115.43	1,047,366,571	1.48
アメリカ	株式	GREAT PLAINS ENERGY INC	公益事業	USD	311,390	30.69	9,557,895.35	29.10	9,061,449.00	115.43	1,045,963,058	1.48
ノルウェー	株式	DNB NOR ASA	銀行	NOK	602,688	82.21	49,548,727.98	81.50	49,119,072.00	21.21	1,041,815,517	1.47
アメリカ	株式	CONSOLIDATED EDISON INC	公益事業	USD	192,716	47.79	9,211,447.81	46.82	9,022,963.12	115.43	1,041,520,632	1.47
フィンランド	株式	FORTUM OYJ	公益事業	EUR	245,272	23.66	5,803,711.92	25.82	6,332,923.04	163.38	1,034,672,966	1.46
イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノ・ライフ	GBP	333,983	13.63	4,554,636.58	13.12	4,381,856.96	234.23	1,026,362,355	1.45
イタリア	株式	TERNA SPA	公益事業	EUR	2,378,900	2.61	6,228,926.71	2.632	6,261,264.80	163.38	1,022,965,443	1.45
イギリス	株式	CENTRICA PLC	公益事業	GBP	1,136,766	3.61	4,113,636.55	3.8075	4,328,236.54	234.23	1,013,802,844	1.43
アメリカ	株式	PROGRESS ENERGY INC	公益事業	USD	180,532	48.40	8,738,152.75	47.51	8,577,075.32	115.43	990,051,804	1.40
オランダ	株式	KONINKLIJKE WESSANEN NV	食品・飲料・タバコ	EUR	567,365	11.03	6,262,598.26	10.52	5,968,679.80	163.38	975,162,905	1.38
スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	EUR	418,173	13.68	5,723,354.82	13.68	5,720,606.64	163.38	934,632,712	1.32
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	USD	188,516	37.07	6,988,340.03	42.83	8,074,140.28	115.43	931,998,012	1.32

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額の比率をいいます。

業種別投資比率

業種	投資比率 (%)
公益事業	37.50
銀行	14.28
食品・飲料・タバコ	13.04
電気通信サービス	9.27
医薬品・バイオテクノ・ライフ	6.24
保険	3.35
各種金融	3.24
エネルギー	2.83
運輸	2.53
素材	1.61
耐久消費財・アパレル	0.79
小売	0.69
家庭用品・パーソナル用品	0.68
不動産	0.44
合 計	96.49

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1 万口当たり基準価額 (円)
第 1 特定期間末 (平成 1 8 年 2 月 2 7 日)	913 (915)	10,766 (10,796)
第 2 特定期間末 (平成 1 8 年 8 月 2 5 日)	4,747 (4,967)	11,356 (12,036)
第 3 特定期間末 (平成 1 9 年 2 月 2 6 日)	13,749 (15,751)	11,278 (13,628)
第 4 特定期間末 (平成 1 9 年 8 月 2 7 日)	47,948 (48,084)	10,534 (11,434)
平成 1 8 年 9 月末	5,864	11,646
1 0 月末	7,303	11,976
1 1 月末	8,983	12,183
1 2 月末	10,727	13,006
平成 1 9 年 1 月末	10,491	11,060
2 月末	13,530	10,860
3 月末	15,835	11,107
4 月末	19,672	11,903
5 月末	29,051	12,144
6 月末	36,277	12,059
7 月末	42,995	10,711
8 月末	48,335	10,448
9 月末	52,238	10,870

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

② 分配の推移

	1 万口当たり分配金 (税引前) (円)
第 1 特定期間 (平成 17 年 11 月 18 日～平成 18 年 2 月 27 日)	30
第 2 特定期間 (平成 18 年 2 月 28 日～平成 18 年 8 月 25 日)	680
第 3 特定期間 (平成 18 年 8 月 26 日～平成 19 年 2 月 26 日)	2,350
第 4 特定期間 (平成 19 年 2 月 27 日～平成 19 年 8 月 27 日)	900

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第 1 特定期間 (平成 17 年 11 月 18 日～平成 18 年 2 月 27 日)	7.96
第 2 特定期間 (平成 18 年 2 月 28 日～平成 18 年 8 月 25 日)	11.80
第 3 特定期間 (平成 18 年 8 月 26 日～平成 19 年 2 月 26 日)	20.01
第 4 特定期間 (平成 19 年 2 月 27 日～平成 19 年 8 月 27 日)	6.20

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額 (分配付の額) から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額 (分配前の額。第 1 特定期間の場合は当該特定期間の期首の基準価額 (当初 1 万口当たり 10,000 円)。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して 100 を乗じて得た数値をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

- ① 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）までとさせていただきます。なお、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは「7 管理及び運営の概要 資産の評価」をご参照ください。
- ③ 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」と収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

- ④ 取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を制限または中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

- ① 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

申込コース	解約単位
分配金再投資コース（金額指定）	1口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1口単位
分配金受取りコース（口数指定）	1口単位もしくは1万口単位

ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受け付けません。

一部解約の実行の請求は、委託会社の指定する販売会社で、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）まで受け付けます。なお、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）を過ぎてからのご請求は翌営業日の取扱いとなります。

- ② 換金（解約）手数料はありませんが、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した額を解約価額^{※1}とします。なお、手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本^{※2}を上回った場合その超過額の10%。なお、平成21年4月1日からは20%。）を差し引いた金額^{※3}となり、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

※1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額×0.3%)

※2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。

※3 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の7%。なお、平成21年4月1日からは15%。）を差し引いた金額となります。

- ③ 委託会社は、一部解約の実行の請求の合計がその解約日において5億円を超える場合あるいは受益権の総口数の10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受け付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

	時期	価格決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 取得お申込受付可能* 営業日の午後3時まで受付 (半休日は午前11時まで)	取得申込受付日の翌営業日	
ご解約	毎営業日 一部解約の実行請求(解約申込) 受付可能* 営業日の午後3時まで受付 (半休日は午前11時まで)	解約申込受付日の翌営業日	解約申込受付日から5営業日目よりお支払い

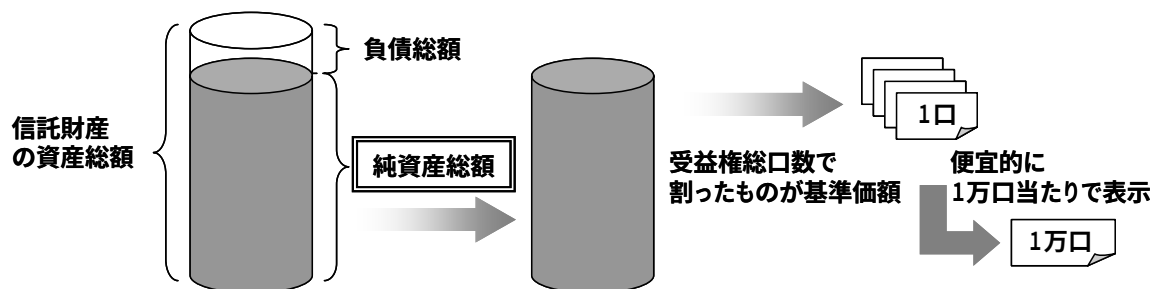
* ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、取得およびご解約のお申込みの受け付けは行いません。

7 管理及び運営の概要

資産の評価

<基準価額の算定>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



<基準価額の算出頻度と公表>

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「**6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等**」をご参照ください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「世好配株」の略称で掲載されます。）

※なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。

信託期間

平成17年11月18日から、原則として無期限*です。

※ただし信託期間中にこの信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間

原則として毎月26日から翌月25日まで*とします。

※ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の変更

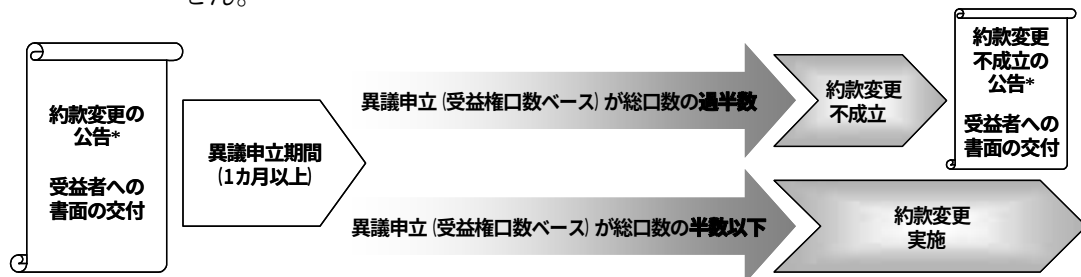
(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1か月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

(d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社委託会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

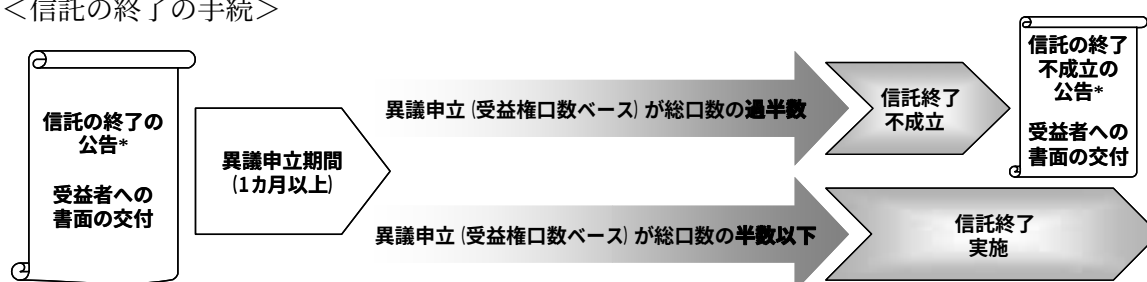
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎年2月および8月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を毎年2月および8月の決算日経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

また、ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、前期（平成18年8月26日から平成19年2月26日まで）の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当期（平成19年2月27日から平成19年8月27日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	前期 (平成19年2月26日現在)	当期 (平成19年8月27日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		81,290,901	230,365,654
親投資信託受益証券		13,737,549,793	47,902,610,357
未収利息		1,196	2,955
流動資産合計		13,818,841,890	48,132,978,966
資産合計		13,818,841,890	48,132,978,966
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		35,790,454	136,146,315
未払解約金		21,880,778	1,660,694
未払受託者報酬		758,445	2,970,525
未払委託者報酬		10,834,924	42,436,081
その他未払費用		325,037	1,273,072
流動負債合計		69,589,638	184,486,687
負債合計		69,589,638	184,486,687
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		12,191,213,677	45,519,583,047
剰余金			
期末剰余金		1,558,038,575	2,428,909,232
(分配準備積立金)		(1,173,068,996)	(2,990,555,400)
純資産合計		13,749,252,252	47,948,492,279
負債・純資産合計		13,818,841,890	48,132,978,966

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	前期 自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日	当期 自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	37,335	307,820
有価証券売買等損益	1,703,484,654	△1,238,939,436
営業収益合計	1,703,521,989	△1,238,631,616
営業費用		
受託者報酬	3,212,444	10,437,070
委託者報酬	45,892,007	149,101,019
その他費用	1,393,622	4,653,118
営業費用合計	50,498,073	164,191,207
営業利益金額又は営業損失金額 (△)	1,653,023,916	△1,402,822,823
経常利益金額又は経常損失金額 (△)	1,653,023,916	△1,402,822,823
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)	1,653,023,916	△1,402,822,823
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	11,500,009	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—	12,932,560
期首剰余金	566,952,316	1,558,038,575
剰余金増加額	1,484,739,270	5,485,021,075
当期追加信託に伴う剰余金増加額	1,484,739,270	5,485,021,075
剰余金減少額	140,990,001	222,388,876
当期一部解約に伴う剰余金減少額	140,990,001	222,388,876
分配金	1,994,186,917	3,001,871,279
期末剰余金	1,558,038,575	2,428,909,232

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前期 自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日	当期 自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成18年8月26日から平成19年2月26日までとなっております。	当ファンドの特定期間は前期末及び当期末が休日のため、平成19年2月27日から平成19年8月27日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

SG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型） 約款

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

SG グローバル好配当株式 マザーファンド（以下、「親投資信託」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。このほか、世界各国の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①親投資信託受益証券への投資を通じて、MSCI ワールドインデックスの採用国における上場株式を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目した銘柄選択により、先進国を中心とした世界各国の好配当株式に分散投資を行います。

③株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

①親投資信託受益証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧投資信託証券（親投資信託受益証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益

（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

②収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型株式投資信託

SG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金189,870,930円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項及び第7項、第52条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については189,870,930口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日

現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するように申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 指定販売会社は、第6条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。

- ② ただし、前項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンまたはシドニーの銀行休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第43条2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当議取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口当たり1円に、当該手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下別に定める契約とします。）を結んだ受益者が、第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日

の基準価額とします。

- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設したほかの振替機関等に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にか

かる権利

- (5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
(6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
(7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
(8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
(9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者として締結されたS Gグローバル好配当株式 マザーファンド（以下、「親投資信託」といいます。）受益証券、および次の第1号から第22号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新

株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国法人に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 22. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利または組合契約もしくは匿名組合契約であって投資事業有限責任組合契約に類するものとして金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものに基づく権利をいいます。
 23. 外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および

新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第28条において同じ。）、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第21条ないし第25条、第27条、第32条、第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融証品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融証品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、

信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

- 第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないもの

とします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 第3項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額と親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる保有金利商品の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産にかかる保有外貨

建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥ 前項において、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信用取引の指図範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供

あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑤ 第2項において親投資信託の信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の額と親投資信託の信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約の額と親投資信託の信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において親投資信託の信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかる為替の買予約の額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、親投資信託の信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、第2項において親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体

制が整備されていること

- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第29条 （削除）

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条の規定による親投資信託受益証券一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借

入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第37条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年11月18日から平成18年2月27日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

- 第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために、支払金額

の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、親投資信託に関連して生じた諸費用のうち親投資信託において負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

- 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の107の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配方式】

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）と親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
 - ③ 第1項第1号におけるみなし配当等収益とは、親投資信託の信託財産にかかる配当等収益の額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

- 第42条 受託者は、収益分配金については原則として支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第44条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票はなおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとしします。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第45条第4項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数についてあらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
 - ④ 償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該

口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第44条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

- 第45条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② ただし、前項の規定にかかわらず、一部解約の実行を請求する日がニューヨーク、ロンドンまたはシドニーの銀行休業日の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。
 - ③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
 - ④ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した額とします。
 - ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求の合計がその解約日において5億円を超える場合あるいは受益権の総口数の10%を超える場

合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託者の判断により、一部解約の実行の請求の受付を制限または中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- ⑦ により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第47条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 1. 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
 - 2. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 - 3. やむを得ない事情が発生したとき
 - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - ⑦ 委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - 1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - 2. 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき
 - 3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

- ⑧ 託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

- 第49条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ② 前項の場合の取扱い、受託者、委託者、指定販売会社が協議の上、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

- 第50条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- ② 監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第51条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、

その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

- 第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

- 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年11月18日(信託契約締結日)

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

愛称

グローバル・ドリーム

SG 世界好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)

愛称

グローバル・ドリーム



投資信託説明書(請求目論見書)

2007.11

 **SOCIETE GENERALE**
Asset Management

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年11月26日に関東財務局長に提出しており、平成19年11月27日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成19年11月26日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）
募集内国投資信託の受益証券の金額	継続募集額：上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	4
1 資産管理等の概要	4
2 受益者の権利等	8
第4 ファンドの経理状況	9
1 財務諸表	12
2 ファンドの現況	26
第5 設定及び解約の実績	26

第1 ファンドの沿革

平成17年11月18日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

お申込みの受け付けは、営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）までとさせていただきます。なお、午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」をご参照ください。
- (3) 分配金の受取方法により、収益分配時に分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」と分配金を受け取る「分配金受取りコース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については後記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（金融商品市場の半休日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金を再投資する際は1口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金をもって、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。

「分配金再投資コース」の場合は、別に定める自動けいぞく投資契約を販売会社との間に締結していただきます。詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

- (4) 取得申込時には取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.15%（税抜き 3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを制限または停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

※ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

申込コース	解約単位
分配金再投資コース（金額指定）	1口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1口単位
分配金受取りコース（口数指定）	1口単位もしくは1万口単位

ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはシドニーのいずれかの銀行休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受け付けません。

一部解約の実行の請求は、委託会社の指定する販売会社で、午後 3 時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前 11 時）まで受け付けます。なお、午後 3 時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前 11 時）を過ぎてからのご請求は翌営業日の取扱いとなります。

- (2) 一部解約においては、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した額を解約価額^{※1}とします。なお、手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本^{※2}を上回った場合その超過額の 10%（所得税 7%および地方税 3%）、また平成 21 年 4 月 1 日以降は 20%（所得税 15%および地方税 5%））を差し引いた金額^{※3}となります。換金（解約）手数料はありません。

※ 1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額×0.3%)

※ 2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

※ 3 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の 7%。なお、平成 21 年 4 月 1 日からは 15%）を差し引いた金額となります。

- (3) 受益者が、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、一部解約の実行の請求の合計がその解約日において 5 億円を超える場合あるいは受益権の総口数の 10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受け付けた申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。
- (6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

※ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

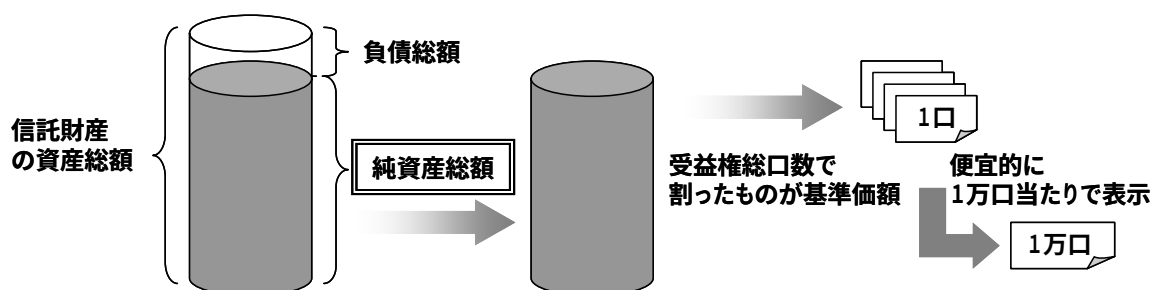
第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「**第2 手続等 1 申込（販売）手続等**」をご参照ください。

また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄「SGアセット」にて「世好配株」の略称で掲載されます）。なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。

(2) 保管

該当事項はございません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、平成 17 年 11 月 18 日から原則として無期限です。ただし信託期間中に「**(5) その他 ⑥ 信託の終了**」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「**(5) その他 ⑥ 信託の終了**」をご覧ください。

(4) 計算期間

① この信託の計算期間は、原則として毎月 26 日から翌月 25 日までとします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

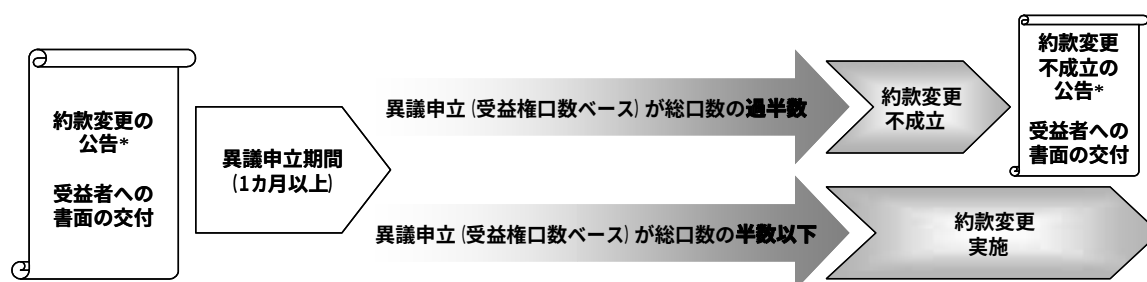
(5) その他

① 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。

② 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。ま

た、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

《参考》

ファンドのマザーファンドである「SG グローバル好配当株式 マザーファンド」の運用にかかる委託会社と投資顧問会社の間で締結する投資助言契約において、有効期間は契約締結日より同マザーファンドの信託の終了の日までとします。ただし、委託会社または投資顧問会社のいずれかが、相手方に対し90日前までに書面をもって通知することにより、契約を解除することができます。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年2月および8月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

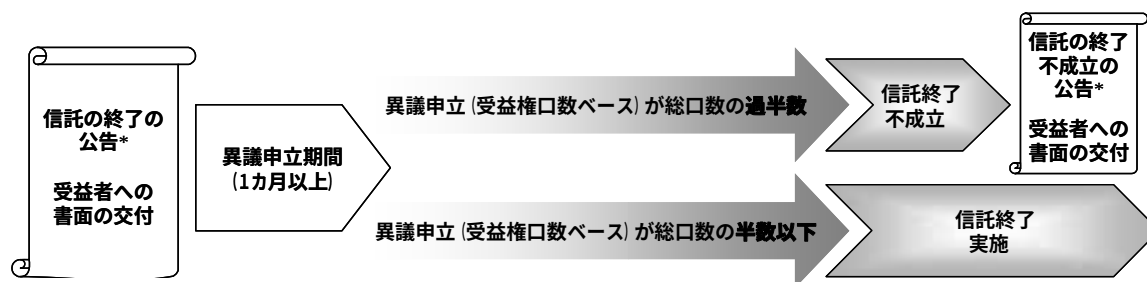
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 信託約款の変更 (二)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年2月および8月の決算日経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム (E D I N E T) によって提出されており、同庁が提供するホームページ (<http://info.edinet.go.jp/>) にて閲覧することができます。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

- ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ②受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- ③収益分配金に対する請求権
 - (イ) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
 - (ロ) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引換えに受益者に支払います。
 - (ハ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該申込により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④償還金に対する請求権
 - (イ) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
 - (ロ) 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後

1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

(ハ) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、前期（平成18年8月26日から平成19年2月26日まで）の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当期（平成19年2月27日から平成19年8月27日まで）の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年4月25日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

高尾 幸治 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の平成18年8月26日から平成19年2月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の平成19年2月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年10月26日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

高尾幸治 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の平成19年2月27日から平成19年8月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の平成19年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

期 別 科 目	前 期 (平成19年2月26日現在)	当 期 (平成19年8月27日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,290,901	230,365,654
親投資信託受益証券	13,737,549,793	47,902,610,357
未収利息	1,196	2,955
流動資産合計	13,818,841,890	48,132,978,966
資産合計	13,818,841,890	48,132,978,966
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	35,790,454	136,146,315
未払解約金	21,880,778	1,660,694
未払受託者報酬	758,445	2,970,525
未払委託者報酬	10,834,924	42,436,081
その他未払費用	325,037	1,273,072
流動負債合計	69,589,638	184,486,687
負債合計	69,589,638	184,486,687
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	12,191,213,677	45,519,583,047
剰余金		
期末剰余金	1,558,038,575	2,428,909,232
(分配準備積立金)	(1,173,068,996)	(2,990,555,400)
純資産合計	13,749,252,252	47,948,492,279
負債・純資産合計	13,818,841,890	48,132,978,966

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期 自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日	当期 自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		37,335	307,820
有価証券売買等損益		1,703,484,654	△1,238,939,436
営業収益合計		1,703,521,989	△1,238,631,616
営業費用			
受託者報酬		3,212,444	10,437,070
委託者報酬		45,892,007	149,101,019
その他費用		1,393,622	4,653,118
営業費用合計		50,498,073	164,191,207
営業利益金額又は営業損失金額 (△)		1,653,023,916	△1,402,822,823
経常利益金額又は経常損失金額 (△)		1,653,023,916	△1,402,822,823
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)		1,653,023,916	△1,402,822,823
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		11,500,009	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	12,932,560
期首剰余金		566,952,316	1,558,038,575
剰余金増加額		1,484,739,270	5,485,021,075
当期追加信託に伴う剰余金増加額		1,484,739,270	5,485,021,075
剰余金減少額		140,990,001	222,388,876
当期一部解約に伴う剰余金減少額		140,990,001	222,388,876
分配金		1,994,186,917	3,001,871,279
期末剰余金		1,558,038,575	2,428,909,232

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前期 自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日	当期 自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上して おります。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は当 期末が休日のため、平成18年8月26 日から平成19年2月26日までと なっております。	当ファンドの特定期間は前 期末及び当期末が休日のため、平 成19年2月27日から平成19年8月 27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成19年 2月26日現在)	当期 (平成19年 8月27日現在)
1.特定期間の末日における受益権の総数 12,191,213,677口	1.特定期間の末日における受益権の総数 45,519,583,047口
2.特定期間の末日における1単位当たりの純資 産の額 1口当たり純資産額 1.1278円 (10,000口当たり純資産額 11,278円)	2.特定期間の末日における1単位当たりの純資 産の額 1口当たり純資産額 1.0534円 (10,000口当たり純資産額 10,534円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日			当期 自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日		
分配金の計算過程 (自 平成18年 8月26日 至 平成18年 9月25日) 当該期末における分配対象金額 717,538,611円(1万口当たり1,503円)のうち、14,314,260円(1万口当たり30円)を分配金額としております。			分配金の計算過程 (自 平成19年 2月27日 至 平成19年 3月26日) 当該期末における分配対象金額 1,801,800,843円(1万口当たり1,293円)のうち、41,795,274円(1万口当たり30円)を分配金額としております。		
項 目			項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,884,853 円	費用控除後の配当等収益額	A	37,534,848 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	29,888,208 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	459,135,423 円	収益調整金額	C	606,033,968 円
分配準備積立金額	D	203,630,127 円	分配準備積立金額	D	1,158,232,027 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	717,538,611 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,801,800,843 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,771,420,202 口	当ファンドの期末残存口数	F	13,931,758,163 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E／F×10,000	1,503 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E／F×10,000	1,293 円
1万口当たり分配額	H	30 円	1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H／10,000	14,314,260 円	収益分配金金額	I=F×H／10,000	41,795,274 円
外国税控除額		892,066 円	外国税控除額		802,890 円
(自 平成18年 9月26日 至 平成18年10月25日) 当該期末における分配対象金額 1,210,702,539円(1万口当たり2,049円)のうち、17,720,478円(1万口当たり30円)を分配金額としております。			(自 平成19年 3月27日 至 平成19年 4月25日) 当該期末における分配対象金額 2,871,272,739円(1万口当たり1,768円)のうち、48,718,551円(1万口当たり30円)を分配金額としております。		
項 目			項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,034,349 円	費用控除後の配当等収益額	A	85,984,924 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	280,750,851 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	723,681,002 円
収益調整金額	C	661,607,403 円	収益調整金額	C	877,296,567 円
分配準備積立金額	D	243,309,936 円	分配準備積立金額	D	1,184,310,246 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,210,702,539 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,871,272,739 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,906,826,006 口	当ファンドの期末残存口数	F	16,239,517,044 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E／F×10,000	2,049 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E／F×10,000	1,768 円
1 万口当たり分配額	H	30 円	1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	I=F×H／10,000	17,720,478 円	収益分配金金額	I=F×H／10,000	48,718,551 円
外国税控除額		1,040,374 円	外国税控除額		2,156,180 円

(自 平成18年10月26日 至 平成18年11月27日)
当該期末における分配対象金額 1,511,717,917円(1
万口当たり2,109円)のうち、21,496,136円(1万口当
たり30円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収 益額	A	20,103,268 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B	33,258,788 円
収益調整金額	C	931,501,544 円
分配準備積立金額	D	526,854,317 円
当ファンドの分配対象 収益額	$E=A+B+C+D$	1,511,717,917 円
当ファンドの期末残存 口数	F	7,165,378,789 口
1 万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,109 円
1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	21,496,136 円
外国税控除額		1,342,800 円

(自 平成18年11月28日 至 平成18年12月25日)
当該期末における分配対象金額 2,319,962,161円(1
万口当たり2,869円)のうち、24,252,361円(1万口当
たり30円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収 益額	A	32,763,778 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B	570,915,350 円
収益調整金額	C	1,166,560,436 円
分配準備積立金額	D	549,722,597 円
当ファンドの分配対象 収益額	$E=A+B+C+D$	2,319,962,161 円
当ファンドの期末残存 口数	F	8,084,120,637 口
1 万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,869 円
1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	24,252,361 円
外国税控除額		1,651,426 円

(自 平成19年 4月26日 至 平成19年 5月25日)
当該期末における分配対象金額 4,790,673,104円
(1万口当たり2,105円)のうち、68,267,188円(1
万口当たり30円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収 益額	A	217,803,554 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B	463,459,742 円
収益調整金額	C	2,138,111,690 円
分配準備積立金額	D	1,971,298,118 円
当ファンドの分配対象 収益額	$E=A+B+C+D$	4,790,673,104 円
当ファンドの期末残存 口数	F	22,755,729,465 口
1 万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,105 円
1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	68,267,188 円
外国税控除額		4,598,258 円

(自 平成19年 5月26日 至 平成19年 6月25日)
当該期末における分配対象金額 6,110,248,680円
(1万口当たり2,159円)のうち、84,902,517円(1
万口当たり30円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収 益額	A	125,686,723 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B	87,042,143 円
収益調整金額	C	3,269,181,987 円
分配準備積立金額	D	2,628,337,827 円
当ファンドの分配対象 収益額	$E=A+B+C+D$	6,110,248,680 円
当ファンドの期末残存 口数	F	28,300,839,270 口
1 万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,159 円
1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	84,902,517 円
外国税控除額		5,159,983 円

(自 平成18年12月26日 至 平成19年 1月25日)
当該期末における分配対象金額 2,795,600,596円(1
万口当たり3,258円)のうち、1,887,420,217円(1万
口当たり2,200円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収 益額	A	5,188,131 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B	342,813,459 円
収益調整金額	C	1,337,690,037 円
分配準備積立金額	D	1,109,908,969 円
当ファンドの分配対象 収益額	$E=A+B+C+D$	2,795,600,596 円
当ファンドの期末残存 口数	F	8,579,182,805 口
1 万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,258 円
1 万口当たり分配額	H	2,200 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	1,887,420,217 円
外国税控除額		1,880,323 円

(自 平成19年 1月26日 至 平成19年 2月26日)
当該期末における分配対象金額 1,593,829,029円(1
万口当たり1,307円)のうち、36,573,641円(1万口当
たり30円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収 益額	A	23,070,123 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B	252,852,749 円
収益調整金額	C	420,760,033 円
分配準備積立金額	D	897,146,124 円
当ファンドの分配対象 収益額	$E=A+B+C+D$	1,593,829,029 円
当ファンドの期末残存 口数	F	12,191,213,677 口
1 万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,307 円
1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	36,573,641 円
外国税控除額		783,187 円

(自 平成19年 6月26日 至 平成19年 7月25日)
当該期末における分配対象金額 7,434,852,822円
(1万口当たり2,099円)のうち、2,655,335,055円
(1万口当たり750円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収 益額	A	24,259,579 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	4,596,808,538 円
分配準備積立金額	D	2,813,784,705 円
当ファンドの分配対象 収益額	$E=A+B+C+D$	7,434,852,822 円
当ファンドの期末残存 口数	F	35,404,467,413 口
1 万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,099 円
1 万口当たり分配額	H	750 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	2,655,335,055 円
外国税控除額		20,576,310 円

(自 平成19年 7月26日 至 平成19年 8月27日)
当該期末における分配対象金額 6,367,513,064円
(1万口当たり1,398円)のうち、136,558,749円 (1
万口当たり30円)を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収 益額	A	168,753,903 円
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	3,376,957,664 円
分配準備積立金額	D	2,821,801,497 円
当ファンドの分配対象 収益額	$E=A+B+C+D$	6,367,513,064 円
当ファンドの期末残存 口数	F	45,519,583,047 口
1 万口当たり収益分配 対象額	$G=E/F \times 10,000$	1,398 円
1 万口当たり分配額	H	30 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	136,558,749 円
外国税控除額		412,434 円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日)

該当事項はありません。

当期(自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期(自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日)

該当事項はありません。

当期(自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日		当期 自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日	
期首元本額	4,180,906,279円	期首元本額	12,191,213,677円
期中追加設定元本額	8,799,001,465円	期中追加設定元本額	34,699,287,581円
期中一部解約元本額	788,694,067円	期中一部解約元本額	1,370,918,211円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日		当期 自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日	
種 類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,737,549,793	288,683,269	47,902,610,357	△2,480,620,458
合 計	13,737,549,793	288,683,269	47,902,610,357	△2,480,620,458

3. デリバティブ取引関係

前期(自 平成18年 8月26日 至 平成19年 2月26日)

該当事項はありません。

当期(自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成19年8月27日現在)

種類	銘柄	口 数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	S G グローバル好配当株式 マザーファンド	30,245,365,802	47,902,610,357	
小 計	銘柄数：1		47,902,610,357	
	組入時価比率：99.9%		100%	
合 計			47,902,610,357	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

S G グローバル好配当株式 マザーファンド

当ファンドは「S G グローバル好配当株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「S G グローバル好配当株式 マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成19年8月27日現在)
	金 額	
資産の部		
流動資産		
預金		104,527,350
コール・ローン		3,492,773,184
株式		63,577,004,824
派生商品評価勘定		7,722,907
未収配当金		259,969,342
未収利息		44,806
流動資産合計		67,442,042,413
資産合計		67,442,042,413
負債の部		
流動負債		
未払金		1,783,709,039
流動負債合計		1,783,709,039
負債合計		1,783,709,039
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		41,456,350,699
剰余金		
剰余金		24,201,982,675
純資産合計		65,658,333,374
負債・純資産合計		67,442,042,413

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成19年 2月27日 至 平成19年 8月27日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前に計上（平成19年7月1日以降に更新されたものを除く）した受取配当金については、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4.その他	貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成19年8月27日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成18年11月28日から平成19年11月26日までとなっております。

(その他の注記)

(平成19年8月27日現在)	
1.期首	平成19年2月27日
期首元本額	18,158,193,140円
期首より平成19年8月27日までの期中追加設定元本額	25,789,412,898円
期首より平成19年8月27日までの期中一部解約元本額	2,491,255,339円
期末元本額	41,456,350,699円
期末元本額の内訳※	
たんぎん世界好配当株式ファンド（毎月分配型）	10,839,213,992円
S G 世界好配当株式ファンド（毎月分配型）	30,245,365,802円
S G 世界好配当株式V A（適格機関投資家専用）	371,770,905円
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5838円
(10,000口当たり純資産額)	15,838円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成19年8月27日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ALLIED CAPITAL CORP	135,239	30.05	4,063,931.95	
	ALTRIA GROUP INC	115,901	69.19	8,019,190.19	
	AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	117,326	46.77	5,487,337.02	
	APOLLO INVESTMENT CORP	269,120	22.09	5,944,860.80	
	AT&T INC	168,716	40.36	6,809,377.76	
	ATMOS ENERGY CORP	196,200	27.84	5,462,208.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	132,900	29.55	3,927,195.00	
	CONSOLIDATED EDISON INC	173,316	46.80	8,111,188.80	
	DTE ENERGY CO	168,300	49.06	8,256,798.00	
	GREAT PLAINS ENERGY INC	286,890	28.82	8,268,169.80	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	153,700	52.24	8,029,288.00	
	MERCK & CO INC	126,833	50.82	6,445,653.06	
	PEPCO HOLDINGS INC	202,734	27.03	5,479,900.02	
	PFIZER INC	451,000	24.74	11,157,740.00	
	PINNACLE WEST CAPITAL	279,645	39.99	11,183,003.55	
	PROGRESS ENERGY INC	180,532	46.70	8,430,844.40	
	VECTREN CORPORATION	202,132	27.81	5,621,290.92	
	WASHINGTON MUTUAL INC	148,421	37.62	5,583,598.02	
小計	銘柄数：18			126,281,575.29	
	組入時価比率：22.4%		23.2%	(14,728,220,126)	
カナダドル	BCE INC	145,100	39.97	5,799,647.00	
	ROTHMANS INC	248,996	21.91	5,455,502.36	
小計	銘柄数：2			11,255,149.36	
	組入時価比率：1.9%		1.9%	(1,249,209,027)	
ユーロ	ABN AMRO HOLDINGS PROV DIVISION	88,252	34.23	3,020,865.96	
	BANCO SANTANDER SA	368,290	13.41	4,938,768.90	
	BELGACOM SA	201,585	30.97	6,243,087.45	
	ENEL SPA	1,377,758	7.56	10,426,872.54	
	FORTIS GROUP	140,331	27.25	3,824,019.75	
	ING GROEP N.V.	63,933	29.66	1,896,252.78	
	KONINKLIJKE WESSANEN NV	567,365	11.15	6,326,119.75	
	MILANO ASSICURAZIONI	1,104,045	5.79	6,399,044.82	
	NATIXIS	67,448	15.13	1,020,488.24	
	RWE AG-N VTD PFD	138,573	74.32	10,298,745.36	
	TELECOM ITALIA-RNC	1,241,464	1.61	2,002,481.43	
	TELEFONICA S.A.	228,854	17.75	4,062,158.50	
	TERNA SPA	2,378,900	2.49	5,930,597.70	
	UNIPOL-PFD	3,685,105	2.26	8,328,337.30	
	FORTUM OYJ	210,272	23.31	4,901,440.32	
	INTESA SANPAOLOP SPA	710,885	5.62	3,995,884.58	
	UNICREDITO ITALIANO SPA	471,589	6.31	2,977,141.35	
	FRANCE TELECOM SA	238,628	21.76	5,192,545.28	
	E.ON AG	59,822	119.08	7,123,603.76	
小計	銘柄数：19			98,908,455.77	
	組入時価比率：24.0%		24.8%	(15,779,855,033)	
英ポンド	ASTRAZENECA	106,093	24.33	2,581,242.69	
	BRADFORD & BINGLEY PLC	718,595	3.89	2,797,131.03	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BT GROUP PLC	427,083	3.09	1,319,686.47	
	CENTRICA PLC	1,136,766	3.74	4,254,346.75	
	DAIRY CREST GROUP PLC	465,812	6.73	3,137,243.82	
	DRAX GROUP PLC	552,222	6.34	3,503,848.59	
	KELDA GROUP PLC	329,517	8.28	2,730,048.34	
	LLOYDS TSB GROUP PLC	482,539	5.50	2,656,377.19	
	NATIONAL GRID PLC	368,492	7.30	2,689,991.60	
	PREMIER FOODS PLC	3,334,063	2.36	7,868,388.68	
	SCOTTISH & NEWCASTLE PLC	1,169,440	6.06	7,092,653.60	
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	356,562	13.96	4,977,605.52	
	SEVERN TRENT PLC	216,798	13.10	2,840,053.80	
	UNITED UTILITIES PLC	403,876	6.77	2,736,259.90	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	308,983	12.94	3,998,240.02	
	BARCLAYS PLC	447,762	6.11	2,735,825.82	
小計	銘柄数：16			57,918,943.82	
	組入時価比率：20.8%		21.4%	(13,637,594,511)	
スウェーデン クローネ	ORIFLAME COSMETICS SA-SDR	70,351	359.00	25,256,009.00	
小計	銘柄数：1			25,256,009.00	
	組入時価比率：0.7%		0.7%	(430,867,513)	
ノルウェー クローネ	DNB NOR ASA	602,688	80.50	48,516,384.00	
	STATOIL ASA	336,950	164.25	55,344,037.50	
小計	銘柄数：2			103,860,421.50	
	組入時価比率：3.2%		3.3%	(2,084,478,659)	
オーストラリア ドル	AUST AND NZ BANKING GROUP LT	466,889	29.45	13,749,881.05	
	AUSTRALAND PROPERTY GROUP	1,335,114	2.47	3,297,731.58	
	COCA-COLA AMATIL LTD	708,833	9.46	6,705,560.18	
	DAVID JONES LIMITED	1,070,885	4.96	5,311,589.60	
	FUTURIS CORPORATION LIMITED	2,910,144	2.40	6,984,345.60	
	GUNNS LIMITED	899,168	3.42	3,075,154.56	
	LION NATHAN LIMITED	518,932	8.88	4,608,116.16	
	MACQUARIE AIRPORTS MANAGEMENT LTD	1,496,085	4.20	6,283,557.00	
	ONESTEEL LIMITED	968,118	5.90	5,711,896.20	
	TELSTRA CORPORATION LIMITED	1,978,093	4.33	8,565,142.69	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	238,524	26.78	6,387,672.72	
小計	銘柄数：11			70,680,647.34	
	組入時価比率：10.4%		10.8%	(6,846,127,501)	
ニュージーラ ンドドル	VECTOR LTD	1,231,019	2.48	3,052,927.12	
小計	銘柄数：1			3,052,927.12	
	組入時価比率：0.4%		0.4%	(258,277,634)	
香港ドル	CLP HOLDINGS LIMITED	2,475,500	53.40	132,191,700.00	
	HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	3,913,000	38.25	149,672,250.00	
	HSBC HOLDINGS PLC (HK REG)	594,800	140.50	83,569,400.00	
	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	3,636,000	11.50	41,814,000.00	
	ROAD KING INFRASTRUCTURE	1,408,000	14.14	19,909,120.00	
	TRULY INTERNATIONAL HOLDINGS	2,038,000	13.36	27,227,680.00	
小計	銘柄数：6			454,384,150.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	組入時価比率：10.3%		10.7%	(6,793,043,042)	
シンガポール ドル	CEREBOS PACIFIC LTD	375,000	3.92	1,470,000.00	
	MOBILEONE LTD	1,852,300	2.12	3,926,876.00	
	PEOPLE'S FOOD HOLDINGS LTD	2,508,000	1.29	3,235,320.00	
	SINGAPORE PETROLEUM CO LTD	1,383,000	6.05	8,367,150.00	
	STARHUB LTD	2,051,130	2.95	6,050,833.50	
小計	銘柄数：5			23,050,179.50	
	組入時価比率：2.7%		2.8%	(1,769,331,778)	
合計				63,577,004,824	
				(63,577,004,824)	

- (注) 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

区分	種類	(平成19年8月27日現在)			
		契 約 額 等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	336,427,078	—	337,910,069	1,482,991
	英ポンド	795,400,674	—	799,559,170	4,158,496
	オーストラリアドル	622,485,854	—	624,485,343	1,999,489
	ニュージーランドドル	20,912,157	—	20,994,088	81,931
合 計		1,775,225,763	—	1,782,948,670	7,722,907

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- (1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によります。
 - イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
 - ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しています。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しています。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成19年9月末日)

	円
I 資産総額	52,264,144,899
II 負債総額	25,914,318
III 純資産総額 (I - II)	52,238,230,581
IV 発行済数量 (口)	48,056,407,176
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たりの純資産額)	1.0870 (10,870)

《参考》

SG グローバル好配当株式 マザーファンドの現況

純資産額計算書

(平成19年9月末日)

	円
I 資産総額	71,883,457,878
II 負債総額	1,168,655,813
III 純資産総額 (I - II)	70,714,802,065
IV 発行済数量 (口)	43,098,677,598
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たりの純資産額)	1.6408 (16,408)

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期特定期間 (平成17年11月18日～平成18年2月27日)	848,132,624	0
第2期特定期間 (平成18年2月28日～平成18年8月25日)	3,473,721,392	140,947,737
第3期特定期間 (平成18年8月26日～平成19年2月26日)	8,799,001,465	788,694,067
第4期特定期間 (平成19年2月27日～平成19年8月27日)	34,699,287,581	1,370,918,211

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1特定期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

愛称

グローバル・ドリーム

愛称

グローバル・ドリーム